

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和2年5月25日（令和2年（行情）諮問第274号）

答申日：令和2年8月3日（令和2年度（行情）答申第193号）

事件名：特定税務署職員の旅行命令簿（特定期間旅行分）の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年12月3日付け名古屋東総189により名古屋東税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とされていないにもかかわらず開示されていない文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から意見書が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。

特定期間に旅行を行った名古屋東税務署全職員分の旅行命令簿の開示を求めたが以下の内容が記載された旅行命令簿が開示されていない。

I 旅行期間：特定年月日

所属部署：特定部門統括官

官 職：財務事務官

氏 名：特定職員A

用 務 先：名古屋市東区

II 旅行期間：特定年月日

所属部署：特定部門

官 職：財務事務官

氏 名：特定職員B

用 務 先：名古屋市東区

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法第3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年12月3日付名古屋東総189により名古屋東税務署長が行った一部開示決定（原処分）について、追加の文書の開示を求めるものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の2に掲げる文書である。

3 本件対象文書の特定について

審査請求人は、名古屋東税務署特定部門の特定職員A及びBに係る特定年月日の旅行命令簿（本件請求文書）が本件対象文書に含まれていないため、本件対象文書の一部が開示されていないとして本件請求文書の開示を求めていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

(1) 国家公務員等の旅費に関する法律27条の規程からは、在勤官署から8キロメートル未満かつ5時間未満の旅行については、旅費を支給しないこととされている。

(2) 平成27年7月10日付名局会e3-22ほか2課共同「旅費事務の取扱いについて（事務運営指針）」（以下「事務運営指針」という。）によると、上記（1）の旅費が不支給となる旅行については、旅行命令簿の作成を要しないこととされている。

(3) 特定職員A及びBは特定年月日に旅行を行ったが、当該旅行の行程は、8キロメートル未満かつ5時間未満であったことから、上記（2）に基づき旅行命令簿を作成していない。

したがって、名古屋東税務署において、本件請求文書を作成しているとは認められない。

4 結論

以上のことから、本件請求文書は作成しておらず、保有していないと認められることから、本件対象文書を特定した原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和2年5月25日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月16日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年7月9日 | 審議 |
| ⑤ | 同月30日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

本件対象文書を特定の上、その一部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件請求文書の一部が開示されていないとして、その開示を求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の2に掲げる文書である。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、審査請求人が開示を求めている特定職員A及びBに係る特定年月日の旅行について、改めて確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 審査請求人が開示を求めている特定年月日の特定職員A及びBの旅行は、同日に特定施設に赴くためのものであり、名古屋東税務署から用務先である特定施設までの行程は片道約1キロメートル、旅行時間は片道約15分である。

イ 事務運営指針の3(5)「業務命令による外出」においては、「次に掲げる旅費不支給旅行については、「業務命令による外出」とすることにより、旅程表及び旅行命令簿の作成は要しない。」とあり、イとして「行程が8キロメートルかつ5時間未満の旅行」が記載されている。

ウ 特定職員A及びBが特定年月日に行った旅行は、上記アのとおり、行程及び時間が8キロメートル未満かつ5時間未満のものであり、事務運営指針の3(5)イに該当するものであったことから、当該旅行に係る旅行命令簿については作成していない。

(3) 当審査会において、諮問庁から提示を受けた特定職員A及びBに係る特定年月日の旅行に関する資料等を確認したところ、当該旅行の用務先、在勤官署からの行程及び時間についての説明は、上記(2)アのとおりであることが認められた。また、諮問庁から提示を受けた事務運営指針を確認したところ、旅行命令簿の作成についての説明は、上記(2)イ及びウのとおりであることが認められた。

(4) 以上を踏まえ検討すると、特定職員A及びBが特定年月日に行った旅行に係る旅行命令簿については、これを作成する必要があったとは認められず、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記諮問庁の説明に、特段、不自然・不合理な点は認められず、これを覆す特段の事情も認められない。

(5) したがって、名古屋東税務署において、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、名古屋東税務署において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙

1 本件請求文書

旅行者の所属課（部門）付，官職，職務の級，氏名，発令年月日，旅行命令権者の印，総務課長の印，統括官等の印，旅行者の印，旅行期間，期間又は時間，用務，用務先，旅費額，摘要，出勤簿整理印，出張事後確認印，特記事項等の欄が設けられ，当該旅行者に係る必要事項が記載されている特定期間に旅行を行った名古屋東税務署全職員の旅行命令等決議簿

2 本件対象文書

旅行命令簿（特定期間に旅行を行った名古屋東税務署職員分）